

強化指定選手規程

(目的)

デフリンピック、世界選手権、アジア太平洋大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、限られた体制の中でセルフケアを行える力を養い、日本代表チームの一員として、よりよいチームづくりを目指す。

1 対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本ろう者水泳協会（以下「JDSA」という。）会員であること。
- (2) 原則として、全日本ろうあ連盟会員であること。
- (3) 次のいずれかの競技会に出場し、日本水泳連盟資格表5級以上の記録を樹立すること。
 - ①日本ろう者水泳選手権大会（以下「日本大会」という。）
 - ②ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP大会」という。）
 - ③日本知的障害者選手権水泳競技大会（以下「日本知的大会」という。）
 - ④パラ水泳春季記録会（以下「パラ記録会」という。）
 - ⑤日本パラ水泳選手権大会（以下「日本パラ大会」という。）
 - ⑥日本パラ水泳連盟（以下「日パ水連」という。）が指定している下記の地域主催大会
東北身体障がい者選手権水泳競技大会・関東身体障がい者水泳選手権大会・中部障がい者水泳選手権大会・近畿身体障がい者水泳選手権大会・中国四国身体障がい者水泳選手権大会・九州障がい者水泳選手権大会等
 - ⑦その他国際水泳連盟（以下「国際水連」という。）、日本水泳連盟（以下「日本水連」という。）、日本マスターズ水泳協会（以下「日マ水協」という。）規則等で行われる公式大会
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るものであること。
- (5) 未成年者は、保護者の承認が得られること。

2 強化指定選手の決定

(1) 強化指定選手の決定

①強化指定選手は、選手自ら標準記録（その年度の日本水連資格表5級相当＜該当年齢＞）を突破した時の証明となるものと当協会所定の申請書（年度更新）を添えて強化委員会に提出する。強化委員長は、事実を確認してJDSA理事会に報告し、承認を得る。また、強化委員長は、推薦したい選手に強化合宿への参加を求め、行動や状況を把握し、理事会（強化指定選手である理事は除く）にて報告する。

②決定された選手を、強化指定選手として、JDSAから日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）に所定の書類を提出する。

(2) 強化指定選手の推薦

同年度の1（3）に掲げた大会などにより、公式記録を樹立した選手を対象とし、その選手が条件

を満たしている場合、推薦することができる。

(3) 強化指定選手の追加

同年度の1(3)に掲げた大会などにより、対象条件を満たし、選手自ら申請した時及び2(2)において、推薦された選手が申請した時、2(1)の手順により追加することができる。

(4) 強化指定選手の取り消し

下記の3における強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が理事会（強化指定選手である役員は除く）に報告し、討議の結果、指定を取り消すことがある。

3 強化指定選手の遵守事項

強化指定選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 日本大会、J P大会、日本パラ大会、パラ記録会及び国際大会への出場

(3) 強化合宿参加や大会参加に関する報告など（練習状況の報告、欠席連絡など）

(4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るように努力をする

4 費用負担

合宿参加や国際大会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。なお、キャンセル料は、合宿及び大会の要項等による。

付則 2006年6月24日より適用

2010年2月28日改定

2011年2月19日改定

2015年2月28日改定

2016年2月28日改定

2019年2月24日改定

2020年3月22日改定

2021年3月14日改定